1. ネットワークサービスの提供

当社(以下「乙」という)は、ネットワークサービスの利用者(以下「甲」という)に対し、第4項記載のネットワークサービス(以下「本ネットワ ークサービス」という)を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、FENICSネットワークサービス用電気通信回線およびFENICSネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域 IPネットワークおよびインターネット接続を利用できるようにするネットワークサービスです。

ユニバーサルコネクト アドバンス ├―基本サービス ├初期サービス ├利用サービス トアドバンス I D 追加オプション ►A D連携オプション ├初期サービス ├利用サービス └設定変更サービス トネットワーク生体認証オプション ├初期サービス ├ライセンス初期サービス ├ライセンス利用サービス └設定変更サービス トデバイス証明書認証オプション ├初期サービス ├基本サービス ├利用サービス └設定変更サービス _ └ハイブリットアクセスオプション ト固定グローバル I P 利用サービス ├フィルター追加100ルール 利用サービス └設定変更サービス -マルチデバイスVPN接続サービス ├初期サービス ├利用サービス ├利用サービス (環境認証セキュリティ) └設定変更サービス ├--クラウドSSOサービス ト初期サービス ├利用サービス ├認証連携サイト追加オプション □設定変更サービス └─Smartブラウザサービス ├初期サービス ├利用サービス └設定変更サービス

3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 本ネットワークサービスにおける専用の閉域 I Pネットワークへの接続の提供にあたっては、別途甲と乙の間において「FENICSビジネスマルチレイヤーコネクト タイプWVS 基本サービス」、「FENICSビジネスマルチレイヤーコネクト タイプUNO 基本サービス」、「FENICSビジネスマルチレイヤーコネクト タイプUNO 基本サービス」、「FENICSビジネスI Pネットワークサービス 基本サービス」、「FENICSビジネスI Pネットワークサービス 基本サービス」、「FENICSビジネスV P Nプラス 基本サービス」、「FENICSビジネスV P Nプラス 基本サービス」、「FENICSビジネスV P Nプラス 基本サービス」、「FENICSビジネスV P Nプラス 基本サービス」、「FENICSビジネスW V Sサービス 基本サービス」(以下、総称して「ビジネスットワークサービス」という)のうち、いずれかの提供に関する契約がなされているものとします。また、あわせて「FENICSビジネスマルチレイヤーコネクト タイプW V S 基本サービス」、「FENICSビジネスマルチレイヤーコネクト タイプW V S 基本サービス」、「FENICSビジネスマルチレイヤーコネクト タイプ S V P N 基本サービス」、「FENICSビジネスE the rne t サービス 基本サービス」または「FENICSビジネスW V S サービス 基本サービス」の場合は「I P 接続 G W サービス」、「FENICSビジネス V P N プラス 基本サービス」または「FENICSビジネス V P N サービス 基本サービス」の場合は「オプションインフラ接続サービス」の契約が別途必要となります。
- (2) 甲は、乙が本ネットワークサービスを実施する前提条件として、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービス専用の甲設備を用意するものとします。 かお、ネットワークサービスによっては、アクセス回線についても用が用意する場合があるものとします。
- とします。なお、ネットワークサービスによっては、アクセス回線についても甲が用意する場合があるものとします。
 (3) 甲は、「基本サービス」の「AD連携オプション」を利用するにあたり、自己の責任と費用負担でMicrosoft Corporationまたは日本マイクロソフト株式会社(以下、総称して「Microsoft」という)の提供するActive Directory(以下「AD」という)の利用に関する所定の準備作業を実施するものとします。
- (4) 甲は、「クラウドSSOサービス」または「Smartブラウザサービス」を利用するにあたり、「G Suite」または「Microsoft Office 365」にアクセスする機能を希望する場合には、自己の責任と費用負担でGoogle Inc. の提供する「G Suite」またはMicrosoftの提供する「Microsoft Office 365」の利用権限を取得し、本ネットワークサービスを利用するために必要な設定を実施するものとします。

(5) 甲は、「基本サービス」の「デバイス証明書認証オプション」を利用するにあたり、乙が運営する公開鍵証明書認証局(以下「FENICS認証局」という)の公開鍵を含む認証局ディジタル証明書(以下「認証局証明書」という)およびFENICS認証局が発行するクライアント用ディジタル証明書(以下「デバイス証明書」といい、認証局証明書とあわせて「証明書」という)を乙が指定するユーザポータル(以下「ユーザポータル」という)よりダウンロードし、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために、端末に証明書をインストールするものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 基本サービス

a. 初期サービス

乙は、甲が b. の利用サービスを利用できるようにするため、FENICSネットワークサービス用電気通信設備およびFENICSネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

b. 利用サービス

乙は、甲が以下の機能を利用する環境を提供します。

ア. 認証機能

乙は、乙が本ネットワークサービスに基づきあるいは別途提供する「マルチデバイスVPN接続サービス」、「モバイル接続サービス」、「クラウドSSOサービス」または「Smartブラウザサービス」(以下総称して「接続サービス」という)を利用するための認証機能を提供します。認証にあたっては、甲が乙所定の方法で作成し乙所定の方法で登録したID(以下「アドバンスID」という)が必要となります。イ・ハイブリッドアクセス機能

乙は、甲の利用申請に応じて、甲が専用の閉域 I Pネットワークを利用できる環境、インターネット接続を利用できる環境、またはその両方を利用できる環境(以下、総称して「ハイブリッドアクセス機能」という)を提供します。

ウ. ユーザポータル機能

乙は、甲が本ネットワークサービスの利用にあたって設定を行うためのポータルサイト(以下「ユーザポータル」という)を提供します。

c. アドバンス I D 追加オプション

乙は、甲が管理用IDとして利用するためのアドバンスIDを追加で提供します。

d.AD連携オプション

ア. 初期サービス

乙は、甲がイ.の利用サービスを利用できるようにするためにFENICSネットワークサービス用電気通信設備およびFENICSネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

イ. 利用サービス

乙は、甲が b. の利用サービスを利用することを前提に、甲設備内の AD の情報を、FENICSネットワークサービス用電気通信設備内のサーバ上で動作する認証基盤(以下「認証基盤」という)に自動同期することにより、甲設備内の AD の情報に含まれる ID をユーザ ID として利用することができる機能を提供します。甲設備内の AD の情報に含まれる ID の数が 1000 を超える場合は、追加で契約をする必要があります。なお、甲は、本ネットワークサービスの提供に必要な範囲において、甲設備内の AD の情報の一部が、認証基盤に保存されることをあらかじめ了承するものとします。

ウ. 設定変更サービス

乙は、甲がAD連携オプションを利用する際に、設定変更が生じた場合、所定の作業を実施します。

e. ネットワーク生体認証オプション

ア. 初期サービス

乙は、甲がウ. のライセンス利用サービスを利用できるようにするためにFENICSネットワークサービス用電気通信設備およびFENICSネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

イ. ライセンス初期サービス

乙は、甲がウ. のライセンス利用サービスを利用するための、利用者ライセンスの準備作業を実施します。

ウ. ライセンス利用サービス

乙は、甲が b. の利用サービスを利用することを前提に、接続サービスおよび乙が別途提供するユーザポータルにおいて、甲が当該接続サービス標準の認証機能に加えて、ネットワーク生体認証を利用できる環境を提供するものとします。甲は、自己の責任と費用負担で、ネットワーク生体認証オプションを利用するために必要な端末設備とインターネット接続環境を準備し、乙より提供されるアプリケーションソフトウェア(以下「クライアントアプリケーション」という)をダウンロードおよびインストール、または、生体認証に対応した乙指定のOS、並びにブラウザを利用した上で、所定の設定を行うものとします。

また、甲は、端末設備の利用者(以下「利用者」という)に対して、乙が指定するクライアントアプリケーションの使用条件、または、生体認証に対応した乙指定のOSが組み込まれた端末並びに乙指定のブラウザ利用を遵守させるものとし、ネットワーク生体認証オプションにより端末設備の端末固有IDが乙サービス環境へ送信されることを、利用者から同意を得るものとします。

エ. 設定変更サービス

乙は、甲がネットワーク生体認証オプションを利用する際、設定変更が生じた場合、所定の作業を実施します。

f. デバイス証明書認証オプション

ア. 初期サービス

乙は、甲がイ、の基本サービスおよびウ、の利用サービスを利用できるよう、FENICS認証局を準備し、FENICSネットワークサービス用電気通信回線に接続するものとします。また、乙は、FENICS認証局で署名された証明書を甲に提供するものとします。なお、証明書の発行枚数に制限はないものとします。

イ. 基本サービス

乙は、乙指定のFENICSサービスに用意されている認証機能に加えて、FENICS認証局で署名された証明書をインストールした端末のみがFENICSネットワークサービス用電気通信回線に接続できるように、接続要求時に認証装置(以下「証明書認証ゲートウェイ」という)にて証明書による正当性の確認を行う機能を提供します。

ウ. 利用サービス

乙は、甲がイ、の基本サービスに必要な証明書を継続的に利用できる環境を提供するものとします。

エ. 設定変更サービス

こは、甲がデバイス証明書認証オプションを利用する際、設定変更が生じた場合、所定の作業を実施します。

g. ハイブリッドアクセスオプション

ア. 固定グローバルIP 利用サービス

乙は、甲が b. の利用サービスを利用することを前提に、甲がハイブリットアクセス機能のインターネット接続利用時に、グローバル I P アドレスの固定割り当てを実施します。

イ. フィルター追加100ルール 利用サービス

乙は、甲が b. の利用サービスを利用することを前提に、甲がハイブリットアクセス機能を利用する際に、事前に甲が指定し乙所定の方法で乙に通知した宛先 I P アドレスおよび宛先ポート以外との通信の制限を実施します。

ウ. 設定変更サービス

乙は、甲がハイブリットアクセスオプションを利用する際に、設定変更が生じた場合、所定の作業を実施します。

(2) マルチデバイスVPN接続サービス

a. 初期サービス

乙は、甲がb.の利用サービスを利用できるようにするためにFENICSネットワークサービス用電気通信設備およびFENICSネットワ

- ークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。
- b. 利用サービス

乙は、FENICSネットワーク用電気通信回線をインターネット網と接続し、甲が乙より提供されるソフトウェア(以下「対象ソフトウェア」という)を用いて、SSL-VPN方式で乙の専用ゲートウェイに接続することにより、甲がインターネットVPN接続を利用できる環境を提供します。甲は、自己の責任と費用負担で、本サービスを利用するために必要な端末設備とインターネット接続環境を準備するものとします。また、甲は、対象ソフトウェアのインストール時に、甲の端末設備に表示される当該対象ソフトウェアの使用条件に同意するものとします。なお、対象ソフトウェアにおいては、FENICSネットワークサービス用電気通信回線への接続認証のために、端末設備の端末固有IDが使用されることを、甲はあらかじめ了承するものとします。

c. 利用サービス (環境認証セキュリティ)

乙は、b. 利用サービスの内容に加えて、対象ソフトウェアの機能を用いて、甲の端末設備にインストールされたセキュリティソフトウェアの実行状況および端末設定が甲指定のポリシーに従っていない場合に、インターネットVPN接続を制限する機能を提供します。甲は、自己の責任と費用負担で、セキュリティソフトウェアを準備するものとします。

d. 設定変更サービス

乙は、甲がマルチデバイスVPN接続サービスを利用する際、設定変更が生じた場合、所定の作業を実施します。

(3) クラウドSSOサービス

a. 初期サービス

乙は、甲が b. 利用サービスを利用できるようにするため、FENICSネットワークサービス用電気通信設備に対して、所定の準備作業を実施します。

b. 利用サービス

乙は、ユーザ I Dを利用して、認証基盤を介して、甲の有する複数のWebサービスへログインする機能(以下「I Dフェデレーション機能」という)を提供するものとします。

c. 認証連携サイト追加オプション

乙は、甲が b. の利用サービスを利用することを前提に、 I D フェデレーション機能に関して、甲が乙所定の方法で指定するW e b サービス(ただし、乙が指定するW e b サービスは除く)へログインするための認証基盤を継続して提供するものとします。

d. 設定変更サービス

乙は、甲がクラウドSSOサービスを利用する際、設定変更が生じた場合、所定の作業を実施します。

(4) Smartブラウザサービス

a. 初期サービス

乙は、甲が b. 利用サービスを利用できるようにするため、FENICSネットワークサービス用電気通信設備に対して、所定の準備作業を実施します。

b. 利用サービス

乙は、FENICSネットワークサービス用電気通信回線をインターネット網と接続し、甲が乙より提供されるクライアントアプリケーション(以下「対象アプリケーション」という)を用いて、甲が乙の専用ゲートウェイに接続することにより、甲の有するWebサービスにアクセスできる環境を提供します。甲は、自己の責任と費用負担で、本サービスを利用するために必要な端末設備とインターネット接続環境を準備し、当該端末設備に対象アプリケーションをダウンロードおよびインストールした上で、乙が指定する設定を行うものとします。また、甲は、利用者に対して、乙が指定する対象アプリの使用条件を遵守させるものとし、本サービスにより端末設備の端末固有IDが乙サービス環境へ送信されることを、利用者から同意を得るものとします。なお、甲の有するメールサーバにアクセスする機能を希望する場合は、当該メールサーバとネットワークサービス用電気通信設備との接続情報を乙に提供するものとします。

c. 設定変更サービス

乙は、甲がSmartブラウザサービスを利用する際、設定変更が生じた場合、所定の作業を実施します。

5. 証明書の有効期限について

本ネットワークサービスにおける証明書の有効期限は以下のとおりとします。有効期限を過ぎた証明書は当然に失効するものとします。甲は、失効となった証明書での本ネットワークサービスの利用はできません。本ネットワークサービスを継続使用する場合は、甲が新たに証明書を発行し、証明書の切替を行うものとします。 認証局証明書: 20年(更新可)

認証局証明書:20年(更新可) デバイス証明書:5年(更新不可)

6. 証明書の取扱

(1) 本ネットワークサービスにより提供される証明書は、乙指定のFENICSサービスへの接続の認証の目的のみに提供されるものであり、甲は、証明書を他の目的に使用しないものとします。甲が証明書を他の目的に使用したことにより甲または第三者が損害を被った場合であっても、乙は、なんらの責任を負わないものとします。

(2) 甲は、証明書を、本ネットワークサービスを利用する者以外の第三者に提供しないものとします。

7. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他アクセス回線提供者の提供区域に準ずるものとします。

8. サービス提供時間帯

ネットワークサービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、利用サービスの提供を中断することができるものとします。

9. サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスのサポート受付時間帯は、24時間365日とします。

10. サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで(祝日および乙の指定する休業日を除く)の9時から17時30分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは24時間365日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害対応時間帯に準ずるものとします。また、アクセス回線を別途甲が準備するサービスについては、当該アクセス回線区間における障害対応は、本ネットワークサービスの対象外とします。

11. 定期メンテナンス

第4項第(4)号「クラウドSSOサービス」において、サービスの品質維持のため、毎月第3木曜日の20:00~24:00にサービス停止を伴うメンテナンスを実施するものとします。なお、本メンテナンスはネットワークサービス利用規約第26条の定めにかかわらず、予告なく実施するものとします。

12. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

13. 留意事項

- (1) 甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、甲が核兵器、生物化学兵器等の大量破壊兵器およびミサイル等(以下「WMD」という)の開発 等を行っていないこと、ならびに、本ネットワークサービスの利用目的がWMDまたは軍事用途でないことを保証します。
- (2) 甲は、第4項に定めるサービスにおいて、ダウンロードサイトの事情等により、予告なくクライアントアプリケーション、対象ソフトウェアおよ び対象アプリケーションがダウンロードできなくなる場合があることを了承するものとします。その場合、乙は、それにより甲に発生した損害につい て、一切の責任を負担しないものとします。 (3) 甲は、Webサービスの提供事業者の事情により、IDフェデレーション機能が利用できなくなる場合があることをあらかじめ了承するものとし
- ます。

12. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品 名	型名	備考	支払種別	単位
ユニバーサルコネクト アドバンス 基本サービス 初期費	N S 2 E 0 0 0 S	初期費	従量料金制 (一括払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス 基本サービス 利用料	N S 2 E 0 0 0 G		従量料金制 (月額払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス アドバンス I D追加オプション 利用料	NS2E006G	課金対象は別途定める申請に応じた ID数分	従量料金制(従量払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス AD連携オプション 初期費	N S 2 E 0 0 1 S		従量料金制 (一括払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス AD連携オプション 1000ID追加 利用料	N S 2 E 0 0 1 G	1,0001D毎	従量料金制 (月額払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス AD連携オプション 設定変更費	NS2E008S		従量料金制 (一括払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス ネットワーク生体認証オプション 初期費	N S 2 E 0 0 5 S		従量料金制 (一括払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス ネットワーク生体認証オプション ライセンス初期費	N S 2 E 0 0 6 S	課金対象は別途定める申請に応じた ライセンス数分	従量料金制(従量払)	ΙD
ユニバーサルコネクト アドバンス ネットワーク生体認証オプション ライセンス利用料	N S 2 E 0 0 5 G	課金対象は別途定める申請に応じた ライセンス数分	従量料金制(従量払)	I D
ユニバーサルコネクト アドバンス ネットワーク生体認証オプション 設定変更費	N S 2 E 0 0 7 S		従量料金制 (一括払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス デバイス証明書認証オプション 初期費	N S 2 E 0 0 9 S		従量料金制 (従量払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス デバイス証明書認証オプション 基本料	NS2E016G	認証環境の提供	従量料金制 (月額払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス デバイス証明書認証オプション 利用料	NS2E017G	証明書の利用	従量料金制(従量払)	枚
ユニバーサルコネクト アドバンス デバイス証明書認証オプション 設定変更費	NS2E014S		従量料金制 (一括払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス ハイブリッドアクセス 固定グローバルIP 1IP 利用料	N S 2 E 0 0 3 G		従量料金制 (月額払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス ハイブリッドアクセス フィルター追加100ルール 利用料	N S 2 E 0 0 2 G		従量料金制 (月額払)	式
ユニバーサルコネクト アドバンス ハイブリッドアクセス 設定変更費	N S 2 E 0 0 2 S		従量料金制 (一括払)	式

品 名	型名	備考	支払種別	単位
マルチデバイスVPN接続サービス 初期費	N S 2 E 0 1 0 S		従量料金制 (一括払)	式
マルチデバイスVPN接続サービス ID利用料	N S 2 E 0 1 0 G	課金対象は別途定める申請に応じた ID数分	従量料金制(従量払)	ΙD
マルチデバイスVPN接続サービス ID利用料 (環境認証セキュリティ)	N S 2 E 0 1 1 G	課金対象は別途定める申請に応じた ID数分	従量料金制(従量払)	ΙD
マルチデバイスVPN接続サービス 設定変更費	NS2E011S		従量料金制 (一括払)	式
クラウドSSOサービス 初期費	N S 2 E 0 2 0 S		従量料金制 (一括払)	式
クラウドSSOサービス 利用料	N S 2 E 0 2 0 G		従量料金制 (月額払)	式
クラウドSSOサービス ID利用料	N S 2 E 0 2 1 G	課金対象は別途定める申請に応じた ID数分	従量料金制(従量払)	I D
クラウドSSOサービス 認証連携サイト追加オプション 利用料	N S 2 E 0 2 2 G		従量料金制 (月額払)	式
クラウドSSOサービス 設定変更費	N S 2 E 0 2 1 S		従量料金制 (一括払)	式
Smartブラウザサービス 初期費	NS2E030S		従量料金制 (一括払)	式
Smartブラウザサービス 利用料	N S 2 E 0 3 0 G	課金対象は別途定める申請に応じた ID数分	従量料金制 (従量払)	I D
Smartブラウザサービス 設定変更費	NS2E031S		従量料金制 (一括払)	式

[変更内容]

- 【変更内容】 (2018年7月17日) 本別表を適用します。 (2018年7月17日) 第4項 (1) の利用サービスおよび第12項品目一覧を更新しました。 (2019年5月15日) 第4項 (1) のe. ネットワーク生体認証オプションおよび (4) Smartブラウザサービスを追加しました。 (2019年10月4日) 第4項 (1) のc. アドバンスID追加オプションおよびd.AD連携オプションに設定変更サービスを追加しました。 (2020年9月8日) 第4項 (1) のe. ネットワーク生体認証オプション ウ. を修正しました。 (2020年12月8日) 第4項 (1) のf. デバイス証明書認証オプションを追加しました。

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名 称
I D	Identification
ΙP	Internet Protocol
SSL	Secure Socket Layer
VPN	Virtual Private Network

以上